

(設置)

第1条 市民の芸術文化の振興及び福祉の増進を図るため、文化会館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新湊中央文化会館	射水市三日曾根3番23号

(休館日)

第3条 新湊中央文化会館(以下「会館」という。)の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎週月曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日)

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第4条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(使用の許可)

第5条 会館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、会館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 会館の施設、附属設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長において使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 会館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなくなったとき。

(2) 使用者が別に定める期間内に当該使用許可の取消し又は変更を申し出た場合において、市長が相当の事由があると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外に会館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第11条 使用者は、会館の使用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入し、使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合に生ずる費用は、使用者の負担とする。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可の条件を変更し、若しくは制限をし、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市長はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第6条各号の規定に該当するとき。

(3) 使用許可の条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(使用者の義務)

第13条 使用者は、会館の使用に当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則を守り、使用する施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)を善良な注意をもって管理しなければならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、会館の使用が終了したとき、又は第12条の規定により、使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で当該施設等を原状に回復し、返還しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代執行し、これに要した費用を使用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第15条 使用者は、施設等を損傷し、又は汚損したときは、市長が特にやむを得ないと認めたものを除き、その損害を賠償しなければならない。

(入場の制限)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会館の入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認める者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

(遵守事項)

第17条 使用者又は入場者は、会館の使用又は入場に当たっては、別に定める事項を守らなければならない。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 会館の使用の許可に関する業務
- (3) 会館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会館の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第3条から第6条まで、第11条、第12条及び第16条の規定の適用については、第3条及び第4条の規定中「市長が特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て」と、第5条、第6条、第11条、第12条及び第16条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に会館の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第21条 第18条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせることとした場合において、使用者は、第7条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。
- 3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。
- 4 指定管理者は、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、第9条の規定を準用し、利用料金の全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の新湊市中央文化会館条例(昭和56年新湊市条例第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月22日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の射水市新湊中央文化会館条例第19条の規定により、会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が会館の管理を行うこととされた期間前に第5条の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた申請は、当該指定管理者がした許可又は当該指定管理者になされた申請とみなす。

附 則(平成26年3月20日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 次項から第11項までに定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)から(12)まで 略

(13) 第25条の規定による改正後の射水市新湊中央文化会館条例第7条第1項及び第10条第2項の規定

附 則(平成27年3月17日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の射水市新湊中央文化会館条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年9月16日条例第47号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、次の各号に掲げる規定によりなされた処分、手続その他の行為は、当該各号に定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(1)から(4)まで 略

(5) 第5条の規定による改正前の射水市新湊中央文化会館条例の規定 第5条の規定による改正後の射水市新湊中央文化会館条例

附 則(平成30年12月21日条例第35号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 次項及び第4項に定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)及び(2) 略

(3) 第3条の規定による改正後の射水市新湊中央文化会館条例第7条の規定

附 則(令和元年9月30日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、射水市中央公民館条例(平成22年射水市条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の射水市新湊中央文化会館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第7条関係)

- 1 ホール等使用料

施設名	使用日の区分	基本使用料						超過料金 (1時間につき)
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	
大ホール	平日	円 40,440	円 80,880	円 118,620	円 99,750	円 175,910	円 201,530	円 20,220
	土曜日・ 日曜日・ 休日	46,510	93,010	136,410	114,710	202,300	231,760	23,250
小ホール	平日	10,560	21,120	30,980	26,050	45,940	52,620	5,280
	土曜日・ 日曜日・ 休日	12,140	24,290	35,630	29,960	52,830	60,510	6,070

リハーサル室	2,530	5,050	7,410	6,230	10,990	12,590	1,260
楽屋1	1,220	2,430	3,560	3,000	5,290	6,050	610
楽屋2	1,220	2,430	3,560	3,000	5,290	6,050	610
楽屋3	810	1,620	2,380	2,000	3,520	4,040	410
楽屋4	810	1,620	2,380	2,000	3,520	4,040	410
楽屋5	810	1,620	2,380	2,000	3,520	4,040	410
展示室(全面)	8,040	10,720	15,540	10,720	16,340	19,540	2,680
展示室(半面)	4,020	5,360	7,770	5,360	8,170	9,770	1,340

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の大ホール及び小ホールの使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が1,000円を超え2,000円以下の場合にあつては、100分の120
 - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあつては、100分の130
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあつては、100分の150
 - (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあつては、100分の180
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「商業宣伝等の目的」という。)をもって使用する時の展示室の使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- 3 大ホール、小ホール及び展示室を練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
- 4 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2 練習室等使用料

施設名	基本使用料											超過料金(1時間につき)
	3時間まで	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
練習室1	3,300	4,400	4,950	5,500	6,050	6,380	6,710	7,040	7,370	7,700	8,030	1,100
練習室2	3,300	4,400	4,950	5,500	6,050	6,380	6,710	7,040	7,370	7,700	8,030	1,100
練習室3	5,760	7,680	8,640	9,600	10,560	11,140	11,720	12,300	12,880	13,460	14,040	1,920
第1会議室	5,820	7,760	8,730	9,700	10,670	11,250	11,830	12,410	12,990	13,570	14,150	1,940
第2会議室	2,430	3,240	3,650	4,060	4,470	4,710	4,950	5,190	5,430	5,670	5,910	810
第3会議室	3,030	4,040	4,550	5,060	5,570	5,870	6,170	6,470	6,770	7,070	7,370	1,010
第1研修室	3,030	4,040	4,550	5,060	5,570	5,870	6,170	6,470	6,770	7,070	7,370	1,010
第2研修室	3,030	4,040	4,550	5,060	5,570	5,870	6,170	6,470	6,770	7,070	7,370	1,010
第3研修室	5,820	7,760	8,730	9,700	10,670	11,250	11,830	12,410	12,990	13,570	14,150	1,940
第4研修室(和室)	5,100	6,800	7,650	8,500	9,350	9,860	10,370	10,880	11,390	11,900	12,410	1,700
第5研修室(茶室)	7,920	10,560	11,880	13,200	14,520	15,310	16,100	16,890	17,680	18,470	19,260	2,640
実習室	3,150	4,200	4,730	5,260	5,790	6,110	6,430	6,750	7,070	7,390	7,710	1,050

備考

- 1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用する時の使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

3 附属設備使用料 市長が別に定める額

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市新湊中央文化会館条例(平成17年射水市条例第115号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により新湊中央文化会館(以下「会館」という。)の使用許可を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) ホール 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の12月前から使用日の前日までの間

(2) リハーサル室、楽屋、展示室、練習室、会議室、研修室及び実習室(以下「その他の施設」という。) 使用日の属する月の6月前から使用日の前日までの間。ただし、その他の施設をホールと併用するときは、前号に定める期間

3 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の規定による使用許可の申請について適当と認めたときは、許可を決定し、使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(附属設備等の使用料)

第4条 条例別表の市長が別に定める額は、別表1のとおりとする。

(使用料の納付)

第5条 使用者は、使用日までに使用料を納付しなければならない。ただし、時間超過に係る使用料並びに附属設備及び備品(以下「附属設備等」という。)の使用料については、使用の終了と同時に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、使用者は、市長が別に定める期限までに使用料を納付することができる。

(使用料の減免)

第6条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、使用料減免決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 使用料の減免の範囲及び割合は、別表2のとおりとする。

4 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料の還付)

第7条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第9条第1号に該当する場合 全額

(2) 条例第9条第2号に該当する場合 次のアからエまでに掲げる額

ア ホールにあっては、使用日の30日前までに取消し又は変更を申し出た場合 70パーセントに相当する額

イ アに掲げる場合を除き、ホールにあっては、使用日の10日前までに取消し又は変更を申し出た場合 50パーセントに相当する額

ウ その他の施設にあっては、使用日の10日前までに取消し又は変更を申し出た場合 70パーセントに相当する額

エ ウに掲げる場合を除き、その他の施設にあっては、使用日の5日前までに取消し又は変更を申し出た場合 50パーセントに相当する額

2 前項の規定により算出した還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 条例第9条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、使用料還付決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(使用時間)

第8条 条例別表に定める使用時間には、準備、練習、後片付け等使用に必要な時間を含むものとする。

(使用時間の延長)

第9条 使用者は、やむを得ない事由により、使用許可を受けた使用時間を超えて施設及び附属設備等(以下「施設等」という。)を使用する必要があるときは、あらかじめ、使用時間延長申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、延長を認める使用時間は、当該使用時間の前後につき、それぞれ30分以内とする。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、使用時間延長許可書を当該申請者に交付するものとする。

(使用の変更又は取消し)

第10条 使用者は、使用内容の変更又は取消しをしようとするときは、使用変更(取消し)申請書を、ホールにあっては使用日の10日前までに、その他の施設にあっては使用日の5日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、使用変更(取消し)許可書を当該申請者に交付するものとする。

(職員の立入り)

第11条 会館の職員(以下「職員」という。)は、会館の管理上必要があると認めるときは、使用中の場所に立ち入ることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

(事前打合せ)

第12条 使用者は、事前に職員と使用する施設等の使用方法その他必要な事項について打合せしなければならない。

(使用者の遵守事項)

第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (2) 入場者の安全確保のための措置を講ずること。
- (3) 会館内外の秩序を保つため、必要な責任者及び整理員を置くこと。
- (4) 施設等を損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を職員に届け出て、その指示に従うこと。
- (5) 会館の使用が終了したときは、直ちに使用した施設等を原状に回復し、職員の点検を受けること。
- (6) 入場者に次条に掲げる遵守事項を守らせること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(入場者の遵守事項)

第14条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 指定された場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 承認を受けずに広告類を掲示し、若しくは配布し、又は物品の販売若しくは展示その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(書類の様式)

第15条 申請書その他のこの規則に規定する書類は、市長が別に定める。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第16条 条例第18条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に会館の管理を行わせる場合における第2条、第3条、第9条、第10条及び第15条の規定の適用については、第2条中「条例第5条第1項」とあるのは「条例第19条第2項の規定により読み替えて適用する条例第5条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第9条、第10条及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第17条 前条の場合における第5条から第7条までの規定の適用については、第5条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第8条」とあるのは「条例第21条第4項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第9条ただし書」とあるのは「条例第21条第5項ただし書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、射水市新湊中央文化会館条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第44号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成31年1月31日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用許可を受けている者の当該許可に係る附属設備等の使用料の額及び使用料の減免については、改正後の射水市新湊中央文化会館条例施行規則第4条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月30日規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、射水市中央公民館条例施行規則(平成22年射水市教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の射水市新湊中央文化会館条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和2年12月24日規則第54号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(令和4年2月28日規則第4号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に第1条の規定による改正前の射水市新湊中央文化会館条例施行規則第3条の規定による使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の納付期限及び減免については、第1条の規定による改正後の射水市新湊中央文化会館条例施行規則第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1(第4条関係)

区分	品名	施設別	単位	使用料 (1回当たり)	摘要
舞台附属 設備・備 品	大迫り	大ホール	1基	2,160円	
	中迫り	大ホール	1基	2,160円	
	小迫り	大ホール	1基	1,080円	
	仮設花道	大ホール	1式	3,240円	
	仮設花道用所作台	大ホール	1式	3,240円	
	音響反射板	大ホール	1式	6,480円	
	鳥屋囲	大ホール	1式	540円	
	花道用揚幕	大ホール	1枚	540円	
	簡易音響反射板	小ホール	1式	3,240円	
	所作台	ホール共通	1式	6,480円	
	平台及び箱足類	ホール共通	1台	220円	
	金びょうぶ	ホール共通	1双	2,160円	
	上敷	ホール共通	1枚	220円	
	毛せん	ホール共通	1枚	110円	
	めくり台	ホール共通	1台	110円	
	演台	ホール共通	1式	540円	
	指揮者台	ホール共通	1台	220円	
	指揮者用譜面台	ホール共通	1台	110円	
	楽団員用譜面台	ホール共通	1台	50円	
	長布団	ホール共通	1枚	110円	
	大太鼓	ホール共通	1台	540円	
平太鼓	ホール共通	1台	320円		
締太鼓	ホール共通	1台	220円		
高座用座布団	ホール共通	1枚	110円		
フェルト毛せん	ホール共通	1枚	110円		
照明附属 設備・備 品	フットライト	大ホール	1列	650円	60W×96灯
	花道用フットライト	大ホール	1列	320円	60W×38灯
	ボーダーライト	大ホール	1列	1,080円	200W×81灯

	No.1水平ライト	大ホール	1列	1,620円	300W×72灯
	No.2水平ライト	大ホール	1列	3,240円	500W×120灯
	ローア水平ライト	大ホール	1列	1,620円	300W×80灯
	トーマンタルライト	大ホール	1台	220円	1kW
	タワーライト	大ホール	1台	220円	1kW
	シーリングライト	大ホール	1台	220円	1.5kW
	ピンスポットライト	大ホール	1台	320円	2kW
	フットライト	小ホール	1列	540円	60W×60灯
	ボーダーライト	小ホール	1列	860円	150W×54灯
	アップア水平ライト	小ホール	1列	1,080円	300W×54灯
	ローア水平ライト	小ホール	1列	860円	200W×54灯
	プロセニウムボーダーライト	小ホール	1列	650円	150W×45灯
	シーリングライト	小ホール	1台	220円	1kW
	センターライト	小ホール	1台	110円	500W
	サスペンションライト	ホール共通	1台	220円	1kW
	サイドフロントライト	ホール共通	1台	220円	1.5kW、1kW
	ストリップライト	ホール共通	1本	110円	100W×4灯
	ストリップライト	ホール共通	1本	220円	100W×8灯
	スポットライト	ホール共通	1台	220円	1kW
	スポットライト	ホール共通	1台	110円	500W
	エフェクトマシン	ホール共通	1台	1,080円	
	エフェクトプロジェクター	ホール共通	1台	1,080円	1kW
	ストロボスコープ	ホール共通	1台	1,080円	250W
	ミラーボール	ホール共通	1台	1,080円	
音響附属 設備・備 品	音響装置	大ホール	1式	2,160円	
	音響装置	小ホール	1式	1,620円	
	効果用スピーカー	ホール共通	1式	1,620円	
	ステージスピーカー	ホール共通	1式	1,080円	
	マイクロフォン(コンデンサー)	ホール共通	1本	1,080円	
	マイクロフォン(ダイナミック)	ホール共通	1本	540円	
	マイクロフォン(ワイヤレス)	ホール共通	1本	1,620円	
	マイクロフォンスタンド	ホール共通	1台	220円	
	マイクロフォンスタンド(卓上)	ホール共通	1台	110円	
	カセットデッキ	ホール共通	1台	540円	
	CDデッキ	ホール共通	1台	540円	
	MDデッキ	ホール共通	1台	540円	
	DVDデッキ	ホール共通	1台	540円	
	移動用拡声ポータブル	ホール共通	1台	1,030円	
映写設備	プロジェクター	ホール共通	1台	5,400円	
	スクリーン	ホール共通	1式	1,080円	
楽器	コンサートグランドピアノ	ホール共通	1台	5,400円	調律料を含まず。
	グランドピアノ	リハーサル室	1台	3,240円	調律料を含まず。
	アップライトピアノ	練習室	1台	1,030円	調律料を含まず。
その他	展示用パネル	展示室	1枚	220円	

備考

- 1 この表において「1回」とは、1日ごとの使用をいう。
- 2 この表に掲げるもの以外の附属設備等の使用料の額は、類似する附属設備等の使用料の額に準じて算定した額とする。

別表2(第6条関係)

減免の範囲	割合
1 市又は市の機関が主催する場合	10割
2 市又は市の機関が共催する場合	5割
3 市長が特に必要と認める場合	1割から10割までの範囲でその都度市長が定める割合
4 ホールに係る使用の許可を受けた者が、当該使用日の30日前までに取消しを申し出た場合	7割
5 ホールに係る使用の許可を受けた者が、4に掲げる場合を除き、使用日の10日前までに取消しを申し出た場合	5割
6 施設(ホールを除く。)に係る使用の許可を受けた者が、使用日の10日前までに取消しを申し出た場合	7割
7 施設(ホールを除く。)に係る使用の許可を受けた者が、6に掲げる場合を除き、使用日の5日前までに取消しを申し出た場合	5割

備考 この表の2の項に該当するものについては、附属設備等の使用料は減免しない。